

○雇用情勢の変化に対応した雇用対策の推進について(平成四年一二月一日)

(職発第八一二号)

(各都道府県知事あて労働省職業安定局長通達)

現下の我が国の雇用失業情勢をみると、景気の減速が続くなかで、有効求人倍率は低下を続けており、平成四年一〇月には昭和六三年五月以来四年五か月ぶりに一倍を下回った。雇用調整の動きについては、先般の地域雇用動向緊急ブロック会議における全国各地域からの報告において、今後の景気動向によっては一層厳しい雇用調整の広がる可能性が指摘されるなど、労働力需給における緩和の動きが進んでいる。特に、求人数の減少及び雇用保険受給資格者(以下「受給資格者」という。)を含む求職者数の増加はほとんどの都道府県で続いており、なかでも関東、中部、近畿など大都市圏でその動きが顕著となっている。また、電気機械、一般機械など業況が悪化している業種の比重の高い地域で、下請等を中心に臨時工、パートタイム労働者の再契約停止、さらに一部で人員整理の動きがみられる。

こうした状況の下、機動的な雇用対策の推進については、平成四年八月二八日にとりまとめられた「総合経済対策」を踏まえた平成四年九月一六日付け職発第六二四号「機動的な雇用対策の推進について」(以下「平成四年九月一六日付け通達」という。)に基づき指示したところであるが、今般の雇用情勢の変化に対応して一層機動的かつきめ細かな雇用対策の推進を図る必要がある。特に、失業の予防については、雇用調整助成金制度の機動的な活用を図るとともに、高年齢者、障害者、パートタイム労働者、日系人等に対する雇用調整の動きには十分注意し、さらに求職者については、その増大がみられる大都市圏を中心に再就職促進のための措置を講ずる必要がある。

については、左記の事項に留意の上、地域の実情を踏まえ、その実施方遺漏なきよう格段の御配慮をお願いする。

記

1 産業・地域にわたる雇用動向の迅速かつ適確な把握 (略)

2 失業予防対策の推進

(1) 雇用調整助成金の活用 (略)

(2) 事業主指導の実施等

イ 地域の雇用動向の迅速かつ適確な把握に努め、雇用契約の更新の停止、希望退職者の募集、解雇等により雇用調整を行おうとする事業主については、その事由を十分に把握、確認するとともに、雇用調整助成金の積極的な活用等により安易な解雇等を行わないよう必要な助言、指導を行うこと

特に、高年齢者、障害者、パートタイム労働者、期間工、日系人等に雇用調整の影響が集中しないよう、これらの者に対する安易な解雇等の防止のための指導を重点的に実施すること。

また、やむを得ず離職者が発生する場合には、離職前の段階から十分な職業相談を行い、早期の再就職が図られるよう努めること。

さらに、事業主に対し、雇用対策法第二条に規定する大量の雇用変動がある場合には管轄公共職業安定所(以下「安定所」という。)へ届出を行わなければならないこと、特に、大量離職届については、当該離職の生ずる日の少なくとも一か月前に安定所長に提出しなければならないことについて周知徹底を図ること。

ロ 出向等を活用した失業を伴わない形での労働力移動を図ることが重要であることにかんがみ、事業主の安定所来所時、事業主全体との懇談会、各種の事業主向きセミナーの場などの機会をとらえて、(財)産業雇用安定センターの事業の周知を図ること。特に、雇用維持等計画、大量離職届を提出した企業又は雇用調整助成金の利用を検討している企業のうち、出向により対処する意向を有する企業については、(財)産業雇用安定センターの活動について周知を図るとともに、(財)産業雇用安定センターとのより一層の連携、協力により、産業間・円滑な労働移動が図られるよう努めること。

○雇用対策の一層の推進について（平成五年八月三日）

（発職第一六四号）

（各都道府県知事あて労働事務次官）

雇用対策の推進については、昨年来「雇用情勢の変化に対応した雇用対策の推進について」（平成四年一二月一日付け、職発第八一二号）、「雇用対策の積極的な推進について」（平成五年四月二三日付け、労働省発職第一〇五号）に基づき、取り組んでいただいているところであるが、我が国経済は、回復に向けた動きが現れてきているものの総じて低迷しており、雇用失業情勢についても、本年六月には、有効求人倍率が〇・七四倍と今回の景気後退期では最も大きい減少幅となるとともに、完全失業率も二・五パーセントと厳しい状況が続いており、一層注意すべき状態にある。

今後の見通しについても、円高の進展など景気の先行き感には依然不透明な部分も多く、また、一般に雇用の回復は景気回復に遅れる傾向があることから、雇用失業情勢は、今後とも厳しい状況が続くことが予想され、その動向には十分注意すべきである。

このような厳しい状況に対処し、雇用の安定を図るためには、これまでも増して、地域の実情に即したきめ細かな雇用対策を実施することがより効果的であり、各都道府県の果たす役割が重要である。

については、各都道府県において、地域の雇用の安定を図るための積極的かつきめ細かな取組を進めていただきたく、以下の点について特段の御配慮をいただくよう、命により通達する。

記

1 職業紹介業務の推進（略）

2 失業予防対策の推進

（1）雇用調整助成金制度の活用等による企業に対する雇用維持の要請（略）

（2）事業主指導の実施

各都道府県におかれては、円高が急速に進展しつつあることや、個別の企業における事業再構築等の構造変化が雇用面にも影響するおそれがあること等に特に留意した上で、経済団体等関連機関との連絡を一層密にしつつ、地域における経済、雇用の動向の把握に引き続き努められたい。

また、経済、雇用の動向の把握の過程で、雇用調整の動きがみられる場合は、安易な雇用調整を行わないよう事業主指導を徹底するとともに、高年齢者、障害者、パートタイム労働者、期間工、日系人をはじめとする外国人等、比較的立場の弱い者に雇用調整の影響が集中することのないよう、十分指導されたい。